

第六十二号議案

江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十五年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者を次のように指定する。

江戸川区水辺のスポーツガーデン	名称	所在地	指定	指定の期間
			管理者	
中央区築地四丁目一番七号	株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄			平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区水辺のスポーツガーデンの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。